

権利擁護補償付傷害保険

(個人賠償責任保険付)

2026年2月1日始期以降適用

ぜんちのこども傷害保険

普通保険約款・特約



ぜんち共済株式会社

権利擁護補償付傷害保険（個人賠償責任保険付） 普通保険約款 目次

1. この約款で使われる用語の定義…………… 4 ページ

第1条 用語の定義

2. 会社の責任開始期、保険期間…………… 5 ページ

第2条 会社の責任開始日および契約承諾後の手続き

第3条 保険期間

3. 保険金の種類、お支払い額およびお支払い手続き… 6 ページ

第4条 傷害死亡保険金のお支払い

第5条 特定重度障害保険金のお支払い

第6条 傷害入院保険金のお支払い

第7条 傷害手術保険金のお支払い

第8条 傷害通院保険金のお支払い

第9条 権利擁護費用保険金のお支払い

第10条 権利擁護費用保険金のお支払い額

第11条 他の保険契約がある場合の権利擁護費用保険金のお支払い額

第12条 被害事故が発生した場合の手続き

第13条 個人賠償責任保険金のお支払い

第14条 個人賠償責任保険金のお支払い額

第15条 他の保険契約がある場合の個人賠償責任保険金のお支払い額

第16条 賠償事故が発生した場合の手続き

第17条 損害賠償責任の解決

第18条 保険金額の保険期間通算お支払い限度

第19条 保険金受取人

第20条 保険金の請求、お支払い手続き

4. 保険金のお支払いができない場合…………… 13 ページ

第21条 傷害死亡保険金のお支払いができない場合

第22条 特定重度障害保険金のお支払いができない場合

第23条 傷害入院保険金のお支払いができない場合

第24条 傷害手術保険金のお支払いができない場合

第25条 傷害通院保険金のお支払いができない場合

第26条 権利擁護費用保険金のお支払いができない場合

第27条 個人賠償責任保険金のお支払いができない場合

5. 保険料の払い込み…………… 17 ページ

第28条 保険料の取扱い

第29条 保険料の払い込み方法〈回数〉

第30条 保険料の払い込み方法〈経路〉

第31条 保険料の領収日

第32条 領収証の交付

6. 保険契約の解約および解約返戻金…………… 18 ページ

第33条 解約

第34条 解約返戻金のお支払い

7. 保険契約の内容の変更…………… 18 ページ

第35条 保険契約者の変更

第36条 保険金受取人の変更

第37条 保険金受取人の死亡

第38条 保険契約者の住所・氏名の変更の通知

第39条 保険金額の減額

8. 保険契約の無効、取消および解除…………… 19 ページ

第40条 保険契約の無効

第41条 保険契約の取消

第42条 保険契約の解除

第43条 保険契約の消滅
第44条 年齢の誤りの処理

9. 保険契約の更新…………… 21ページ

第45条 保険契約の更新
第46条 更新時の保険契約更新引受の謝絶、保険料の増額、保険金額の減額

10. 保険料の増額、保険金額の減額および保険金の削減… 22ページ

第47条 保険料の増額、保険金額の減額および保険金の削減支払い

11. 時効…………… 23ページ

第48条 時効

12. その他…………… 23ページ

第49条 代位
第50条 準拠法
第51条 管轄裁判所

13. 保険料払い込み方法〈回数〉が分割の場合に関する特則… 23ページ

第1条 保険料の分割払い
第2条 保険料の払い込み方法〈回数〉
第3条 保険料の払い込み方法〈経路〉
第4条 保険料の払い込みの猶予期間および保険契約の失効
第5条 保険料の払い込みの猶予期間中に保険事故が発生した場合
第6条 準用規定

14. インターネット申込みに関する特則…………… 24ページ

第1条 保険契約の申込み
第2条 保険契約申込画面が送信されない場合の取扱い
第3条 責任開始日
第4条 準用規定

15. クレジットカード払いに関する特則…………… 25ページ

第1条 保険契約の申込み
第2条 保険料の払い込み
第3条 クレジットカードの変更
第4条 準用規定
〈別表1〉 特定重度障害（第5条関係）…………… 27ページ
〈別表2〉 お支払いの対象とならない手術（第7条関係）… 27ページ
〈別表3〉 被害事故（第9条関係）…………… 27ページ
〈別表4〉 精神障害・アルコール依存・薬物依存（第21条、
第22条、第23条、第24条、第25条関係）… 28ページ
〈別表5〉 先天異常（第21条、第22条、第23条、
第24条、第25条関係）…………… 28ページ
〈別表6〉 請求に必要な書類（第20条、第33条、
第35条、第36条、第39条関係）…………… 29ページ
〈別表7〉 事実の確認に特に日時を要する場合
（第20条関係）…………… 30ページ

保険証券等の電子化に関する特約 目次

第1条 特約の適用
第2条 保険証券の発行
第3条 必要書類
第4条 特約の保険料の払い込み
第5条 特約の解約
第6条 特約の消滅
第7条 保険契約が更新された場合の取扱い
第8条 電磁的方法による提供の期間
第9条 主契約の規定の適用

権利擁護補償付傷害保険（個人賠償責任保険付） 普通保険約款

1. この約款で使われる用語の定義

（用語の定義）

第1条 この約款で用いる用語の定義は次によります。

- (1) 会社（第2条など）
この保険契約をお引き受けする「ぜんち共済株式会社」をいいます。
- (2) 保険契約者（第2条など）
会社と保険契約を結び、契約上のさまざまな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）のある人のことをいいます。
- (3) 被保険者（第2条など）
保険の対象とされる人のことをいいます。
- (4) 保険金受取人（第4条など）
被保険者に保険事故が生じた場合に保険金を請求できる権利のある人をいい、原則として、この保険契約の被保険者が保険金受取人となります。ただし、「傷害死亡保険金受取人」は、保険契約者が指定した人としませんが、申込書の傷害死亡保険金受取人欄に記入がない場合は被保険者の法定相続人としします。
- (5) 責任開始日（第2条など）
保険契約者が申込まれた契約の保障が開始される日をいいます。
- (6) 病院または診療所（第6条）
 - ①医療法に定める日本国内における病院または診療所。
ただし、児童福祉法に定める「医療型障害児入所施設・指定医療機関」、障害者総合支援法に定める「療養介護・療養介護医療を行う施設・医療機関」、介護保険法に定める「介護老人保健施設・介護療養型老人保健施設」は除きます。
 - ②柔道整復師法に定める日本国内における「接骨院」や「整骨院」などの施術所
- (7) 入院（第6条など）
医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、医師の指示で病院または診療所に入り、常に医師の管理下において、治療に専念されることをいいます。なお、医師の指示によって傷病の診断や療法を決定するための検査は治療とみなします。（定期健康診断、人間ドックなどの入院は除きます。）
- (8) 通院（第8条）
医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けることをいいます。
- (9) 手術（第7条）
治療を直接の目的として、器具を使い生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。ただし、〈別表2〉に定める手術は除きます。
- (10) 公的医療保険制度（第7条）
次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
 - ①健康保険法、②国民健康保険法、③国家公務員共済組合法、④地方公務員等共済組合法、⑤私立学校教職員共済法、⑥船員保険法、⑦高齢者の医療の確保に関する法律

- (11) 不慮の事故（第4条など）
急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
※急激：突発的に事故が発生することで、事故の原因から結果までの過程が直接的で時間的な間隔がないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
※偶然：原因または結果の発生が予知できないことで、被保険者の故意によるものは該当しません。
※外来：原因の発生が、身体の外からの作用によることで身体の内部的原因によるものは該当しません。
- (12) 特定重度障害（第5条）
不慮の事故によって身体に被った重度の障害をいいます。その範囲は〈別表1〉に記載します。
- (13) 弁護士等（第9条）
弁護士（弁護士法に基づき日本弁護士連合会に登録された弁護士をいいます。）および司法書士（司法書士法に基づき日本司法書士会連合会に登録した司法書士をいいます。）
- (14) 権利擁護（第26条）
自己の権利を表明することが困難な方の代わりに代理人が権利を表明すること。
- (15) 他人（第13条）
被保険者以外の第三者をいい、被保険者の配偶者、父母、子および被保険者と生計を一にする同居の親族または被保険者の別居の兄弟姉妹、祖父母およびそれらと生計を一にする同居の親族を除きます。
- (16) 身体の障害（第13条など）
傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
- (17) 財物の破損（第13条など）
財産的価値を有する有体物の滅失、汚損もしくはき損をいいます。
- (18) 親権者等（第13条など）
親権者またはその他の法定監督義務者をいいます。
- (19) 払込期月（第28条など）
保険契約者から、この保険契約の保険料を払い込みいただく期間をいいます。その期間は責任開始日から、その日の属する月の末日までとします。
- (20) 障害の固定（第43条）
被保険者が特定重度障害状態になり、症状がこれ以上回復の見込みがなくかつ、これ以上悪くなる見込みもなくなることをいいます。判断は医師の認定によります。
- (21) 代位（第49条）
会社が、個人賠償責任保険金および権利擁護費用保険金を保険金受取人にお支払いした場合に、保険金受取人が有する権利を会社が代わって取得することをいいます。

2. 会社の責任開始期、保険期間

（会社の責任開始日および契約承諾後の手続き）

第2条

1. 会社は、毎月20日までに到着した保険契約の申込みについて、当月末日までに承諾の可否を決定し、承諾可のときは承諾した日の属する月の翌月1日を責任開始日とします。

2. 前項の責任開始日を保険契約日とします。
3. 承諾可の決定をした契約で、責任開始日より前に保険料が払い込まれていた場合には、保険料が払い込まれた日の翌日から、会社は、責任を負うものとします。
4. 会社は、第1項に該当した保険契約について、次の通り取扱います。
 - (1) 保険契約の申込みを承諾した場合には、責任開始日の前に保険契約者に保険契約承諾の通知をします。
 - (2) 保険契約の申込みを承諾し、保険料の払い込みを確認した場合には、保険契約者に保険証券をお送りします。
 - (3) 被保険者が、この保険契約の責任開始日の後に保険金お支払い事由に該当した場合には、会社は、保険契約者から保険料の払い込みをいただいた後に保険金のお支払いをします。

(保険期間)

第3条

この保険契約の保険期間は、1年とします。ただし、保険契約者から申出があり、会社が特に認めた場合は、保険契約の初年度に限り短期契約（以下、「初年度短期契約」といいます。）をすることができます。この場合、保険契約の保険期間は、その契約ごとに1年以下の期間で定めます。

3. 保険金の種類、お支払い額およびお支払い手続き

(傷害死亡保険金のお支払い)

第4条

1. 会社は、被保険者が責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に、傷害を被った日から起算して180日以内に死亡されたときは、保険証券に記載した額の傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人にお支払いします。
2. 第5条（特定重度障害保険金のお支払い）の規定により特定重度障害保険金のお支払いをしたときは、本条による傷害死亡保険金のお支払いはしません。

(特定重度障害保険金のお支払い)

第5条

1. 会社は、被保険者が責任開始日以後に発生した不慮の事故によって、身体に傷害を被り、その傷害を直接の原因として保険期間中に、傷害を被った日から起算して180日以内に医師の認定により〈別表1〉に定める特定重度障害に該当したときは、保険証券に記載した額の特定重度障害保険金を保険金受取人にお支払いします。
2. 前条の規定により傷害死亡保険金のお支払いをしたときは、本条による特定重度障害保険金のお支払いはしません。

(傷害入院保険金のお支払い)

第6条

1. 会社は、被保険者が責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に傷害を被り、その傷害の治療を目的として、傷害を被った日から起算して180日以内に日本国内における病院または診療所に1泊2日以上入院を開始されたときは、保険証券に記載した傷害入院保険金日額に入院日数を乗じて得た額の傷害入院保険金を保険金受取人にお支払いします。

2. 前項に定める入院については、次の通り取扱います。

- (1) 会社は、傷害を被った日から起算して180日経過した後の期間に対しては、傷害入院保険金はお支払いしません。
- (2) 被保険者が、傷害入院保険金のお支払い事由に該当する不慮の事故による傷害のため2回以上入院された場合でも、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一か否かにかかわらず、それぞれの入院については、これを1回の入院とみなし、入院日数は通算します。
- (3) 前号の場合で、医師の指示により再入院または転入院された場合は、継続した1回の入院とみなします。
- (4) 前2号、3号の場合で、傷害を被った日から起算して180日を経過したあとに開始された入院については、傷害入院保険金はお支払いしません。
- (5) 被保険者が、不慮の事故による傷害を直接の原因として、入院中に異なる不慮の事故により傷害を被り、その傷害による入院が必要であると医師が認めた日から、それぞれ別の入院をしたものとして取扱います。ただし、当初の入院に対して保険金が支払われる期間は、別の入院に対しての保険金はお支払いしません。入院期間が重なる場合には、当初の入院に対して保険金をお支払いする期間の終了日の翌日から、保険証券に記載した入院日数を限度として傷害入院保険金をお支払いします。
- (6) 被保険者の入院中に保険期間が満了した場合で、その入院が継続している場合には、その保険期間が満了した後の入院も保険期間中の入院として取扱います。
- (7) 1保険期間中に支払われる傷害入院保険金の対象となる入院日数限度の計算の起算日は、入院を開始した日とします。なお、1回の入院に対する限度日数は、保険証券に記載した入院日数とします。

(傷害手術保険金のお支払い)

第7条

会社は、被保険者が、第6条（傷害入院保険金のお支払い）に定める傷害入院保険金をお支払いすることになった直接の原因に対して、その入院期間中に事故の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により手術料の算定される手術を受けられたときは、1回の入院について1回の手術を限度として保険証券に記載した額の傷害手術保険金を保険金受取人にお支払いします。

(傷害通院保険金のお支払い)

第8条

1. 会社は、被保険者が責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に傷害を被り、その傷害の治療を目的として、日本国内における病院または診療所に通院を開始されたときは、保険証券に記載した傷害通院保険金日額に通院日数を乗じて得た額の傷害通院保険金を保険金受取人にお支払いします。ただし、傷害を被った日から起算して180日を経過した後の通院に対しては、傷害通院保険金はお支払いしません。

2. 会社は、入院の原因のいかんにかかわらず、入院期間中は傷害通院保険金のお支払いはしません。また、通院期間中に保険期間が満了したときは、満了の日以後の傷害通院保険金のお支払いはしません。
3. 会社は、被保険者が傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに傷害通院保険金の支払いが受けられる傷害を被った場合においては、重複して傷害通院保険金はお支払いしません。
4. 1 保険期間に支払われる傷害通院保険金の対象となる通院日数限度の計算の起算日は、通院を開始した日とします。

(権利擁護費用保険金のお支払い)

第9条

1. 会社は、日本国内において保険期間中に被保険者に次の各号に掲げる事由が生じたときに、被保険者またはその法定相続人が、当該事由に関して弁護士等に対して、当該事由によって生じた費用を負担されたときに、第11条（権利擁護費用保険金のお支払い額）に定める権利擁護費用保険金を保険金受取人にお支払いします。
 - (1) 〈別表3〉の1号から5号の被害事故に関して、弁護士等に法律相談をしたとき
 - (2) 〈別表3〉の1号から5号の被害事故に関して、その解決を目的として弁護士等に委任したとき
 - (3) 被保険者が逮捕または勾留されたことに関して弁護士に接見を依頼したとき
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、権利擁護費用保険金はお支払いしません。
 - (1) 被害事故の相手方を特定できないもの。ただし、被害届が公的機関に受理されている場合は除きます。
 - (2) 相手方に請求する額が5万円未満のもの。

(権利擁護費用保険金のお支払い額)

第10条

1. 会社が前条の規定によりお支払いする権利擁護費用保険金は、次の各号に規定する費用をいいます。ただし、被保険者または保険金受取人が、他人から権利擁護費用として法律相談費用および弁護士委任費用に相当する支払いを受けることができた場合には、その支払いを受けた金額を差し引いてお支払いします。
 - (1) 法律相談費用
被保険者が被害事故に関して、その解決を目的として弁護士等に法律相談を行った場合に、その対価として弁護士等に支払う費用をいいます。ただし、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
 - (2) 弁護士委任費用
被保険者が被害事故に関して、その解決を目的として弁護士等に委任した場合に支出する次の費用をいいます。
 - (イ) 弁護士等に対価として支払う費用（着手金、報酬金、手数料、実費および日当を含みます。ただし、書面による鑑定料および顧問料を除きます。）
 - (ロ) 裁判所に訴訟手数料または調停費用として納付する費用
 - (ハ) 和解契約に関する公正証書の作成費用

(二) 会社が認める紛争処理機関による紛争解決手続きのために、当該機関に支払う費用

(3) 接見費用

被保険者が逮捕または勾留されたことに対して被保険者が弁護士に接見を依頼した場合に支出する日当および実費をいいます。

2. 会社は、前項の権利擁護費用保険金として次の各号に定める額を、保険金受取人にお支払いします。ただし、1回の事故（同一の原因により発生した一連の事故は、その発生するとき、発生場所または損害賠償請求の相手方の数等のいかんにかかわらずこれを1回の事故とみなします。）についてのお支払い限度額は、次の各号の金額とします。

(1) 法律相談費用 5万円までの実費

(2) 弁護士委任費用 100万円までの実費

(3) 接見費用 1万円までの実費

(他の保険契約がある場合の権利擁護費用保険金のお支払い額)

第11条

第9条（権利擁護費用保険金のお支払い）に定める権利擁護費用に対して保険金をお支払いすべき他の保険契約がある場合に、他の保険契約が無いものとしてそれぞれの会社により計算された支払責任額の合計が権利擁護費用の額を超えるときは、会社は、次の通り保険金をお支払いします。

(1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
当社の支払責任額の全額

(2) 他の保険契約から保険金が支払われている場合
当社の支払責任額から他の保険会社から支払われた保険金の合計額を差引いた残額

(被害事故が発生した場合の手続き)

第12条

1. 被保険者またはその法定相続人は、第9条（権利擁護費用保険金のお支払い）に定める権利擁護費用を負担しようとするときは、あらかじめ会社の同意を得る必要があります。同意のない場合は権利擁護費用保険金をお支払いしません。ただし、あらかじめ会社の同意を得ることができないことが、正当な事由があると会社が認めた場合はその限りではありません。

2. 被保険者またはその法定相続人は、次の事項を行う場合には、速やかにその内容を会社に通知してください。

(1) 法律相談または弁護士委任契約の締結を行う弁護士等の決定または変更

(2) 法律相談内容の変更または弁護士委任契約の締結、解除または変更

(3) 調停、訴え等の取下げまたは請求の認諾、放棄もしくは撤回

(4) 法律相談または弁護士委任契約に基づく事件処理の終了

(個人賠償責任保険金のお支払い)

第13条

1. 会社は、被保険者が、保険期間中に日本国内において発生した次の各号に規定する偶然な事故のいずれかにより、他人の身体の障害、または、他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して個人賠償責任保険金を保険金受取人にお支払いします。

- (1) 被保険者の住居の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 被保険者の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故
2. 会社は、被保険者が責任無能力者の場合には、被保険者の親権者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して個人賠償責任保険金を保険金受取人にお支払いします。ただし、次のすべてを満たしている場合に限ります。
 - (1) 前項の規定に該当する事故により、被保険者の親権者等が法律上の損害賠償請求を負担することによって被った損害であること。
 - (2) 被保険者の親権者等が、被保険者の監督責任を怠ったために生じた損害であること。

（個人賠償責任保険金のお支払い額）

第14条

1. 会社が被保険者にお支払いする個人賠償責任保険金の額は、次の各号に規定する金額とします。
 - (1) 被保険者が、被害者に支払わなければならない損害賠償金（弁済によって代位取得するものがある場合は、その価格を控除した金額）
 - (2) 被保険者が、会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用または応急手当、護送その他緊急措置に要した費用等
2. 会社がお支払いする個人賠償責任保険金の額は、前項第1号、第2号の額を合計して1回の事故につき、保険証券に記載した保険金額を限度とします。

（他の保険契約がある場合の個人賠償責任保険金のお支払い額）

第15条

第13条（個人賠償責任保険金のお支払い）に定める損害に対して保険金をお支払いすべき他の保険契約がある場合に、他の保険契約が無いものとしてそれぞれの会社により計算された支払責任額の合計が損害の額を超えるときは、会社は、次の通り保険金をお支払いします。

- (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
当社の支払責任額の全額
- (2) 他の保険契約から保険金が支払われている場合
当社の支払責任額から他の保険会社から支払われた保険金の合計額を差引いた残額

（賠償事故が発生した場合の手続き）

第16条

1. 保険契約者または被保険者は、第13条（個人賠償責任保険金のお支払い）に定める事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生したことを知ったときは、次の各号に規定する事項を行ってください。
 - (1) 事故の発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事故の証人となる人がいる場合には、その住所、氏名を遅滞なく、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を遅滞なく会社へ通知してください。この場合、会社が書面による通知を求めたときは、速やかにこれに応じてください。
 - (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、

その権利の保全または行使について必要な手続きをとってください。

- (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講じてください。
 - (4) 被保険者が、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ会社の承認を得てください。ただし、応急手当、護送、その他緊急措置についてはこの限りではありません。
 - (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起するとき、または訴訟を提起されたときは、直ちに書面をもって会社に通知してください。
2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号の義務に違反したときは、会社は、次の規定による取扱いをします。
- (1) 前項第1号および第5号の義務に違反した場合には、会社は、それによって会社が被った損害の額を差引いて個人賠償責任保険金をお支払いします。
 - (2) 前項第2号の義務に違反した場合には、会社は、他人から損害の賠償を受けることによって取得することができたと認められる額を差引いて個人賠償責任保険金額をお支払いします。
 - (3) 前項第3号の義務に違反した場合には、会社は、防止または軽減することができたと認められる額を差引いて個人賠償責任保険金額をお支払いします。
 - (4) 前項第4号の義務に違反した場合には、会社は、損害賠償責任がないと認めた額を差引いて個人賠償責任保険金額をお支払いします。

(損害賠償責任の解決)

第17条

1. 会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合、被保険者は、会社の求めに応じて、その遂行について会社に協力してください。
2. 被保険者が、正当な理由がなく前項の協力に応じていただけないときは、会社は、それによって会社が被った損害の額を差引いて個人賠償責任保険金をお支払いします。

(保険金額の保険期間通算お支払い限度)

第18条

1. 会社は、第6条（傷害入院保険金のお支払い）から第8条（傷害通院保険金のお支払い）までの規定にかかわらず、1保険期間を通じて、傷害入院保険金額、傷害手術保険金額、傷害通院保険金額を通算して80万円を保険金のお支払い限度とします。
2. 前項の定めにより保険金がお支払い限度額に達した場合で、未経過期間があるときには、会社は、前項に定める保険金の未経過保険料相当額を保険契約者に返還します。
3. 会社は、第9条（権利擁護費用保険金のお支払い）から第14条（個人賠償責任保険金のお支払い額）までの規定にかかわらず、1保険期間を通じて、権利擁護費用保険金額および個人賠償責任保険金額を通算して1,000万円を保険金のお支払い限度とします。
4. 会社は、第4条（傷害死亡保険金のお支払い）から第14条（個人賠償責任保険金のお支払い額）の規定にかかわ

らず、1 保険期間を通じて全ての保険金額を通算して1, 000 万円を保険金のお支払い限度とします。

5. 会社は、被保険者について本条によるお支払い限度額に達した場合にも、その保険契約を保険契約の満了時の翌日から更新することができます。

(保険金受取人)

第19条

1. この保険契約の傷害死亡保険金の受取人は、保険契約者が指定した人としてします。ただし、指定されていない場合は被保険者の法定相続人としてします。特定重度障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、権利擁護費用保険金または個人賠償責任保険金の保険金受取人は、被保険者としてします。
2. 前項に定める傷害死亡保険金受取人が複数の場合には、代表者を1 名選定して保険金の請求をしてください。その代表者は他の保険金受取人を代表するものとしてします。
3. 傷害死亡保険金受取人が2 人以上いるときは、その受取割合は均等としてします。

(保険金の請求、お支払い手続き)

第20条

1. 保険金受取人は、保険金の支払事由が発生したときはすみやかに会社に通知してください。
2. 保険金受取人は、保険金のお支払いを請求されるときは、〈別表6〉に定める書類を提出（電磁的方法を含みます。）してください。
3. 第4条（傷害死亡保険金のお支払い）から第8条（傷害通院保険金のお支払い）までの保険金は、完備された請求書類が会社に到着した日の翌日から5 営業日以内に保険金受取人から指定された日本国内の金融機関の口座に振り込むことによってお支払いします。ただし、〈別表7〉「事実の確認に特に日時を要する場合」に該当する際にはこの限りではありません。
4. 第9条（権利擁護費用保険金のお支払い）または第13条（個人賠償責任保険金のお支払い）にかかわる保険金は、完備された請求書類が会社に到着した日からその日を含めて30 日以内に保険金受取人から指定された日本国内の金融機関の口座に振り込むことによってお支払いします。ただし、〈別表7〉「事実の確認に特に日時を要する場合」に該当する際にはこの限りではありません。
5. 前2 項の規定にかかわらず、〈別表7〉に定められた「事実の確認に特に日時を要する場合」に該当する際は、その旨を保険金受取人に通知し、〈別表7〉に定められた保険金を支払うべき期限までに確認を終了させ、遅滞なく保険金をお支払いします。
6. 会社が正当な理由なく第3 項から第5 項に定める期限を過ぎても保険金を支払わない場合、期限末日の翌日から保険金をお支払いするまでの期間について、会社が定める利息を付して保険金をお支払いします。
7. 保険金のお支払いについて事実の確認が必要な場合、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金のお支払いはしません。この結果により、保険金

をお支払いした日が本条第3項から第5項に定めた保険金を支払うべき期限を超えた場合でも本条第6項に定めた利息はお支払いしません。

4. 保険金のお支払いができない場合

(傷害死亡保険金のお支払いができない場合)

第21条

1. 会社は、被保険者が責任開始日以前に発生していた不慮の事故を直接の原因として保険期間中に死亡されたときは、傷害死亡保険金のお支払いはしません。
2. 会社は、被保険者が第4条（傷害死亡保険金のお支払い）の規定に該当しても、次の各号に定める事由に該当した場合には、傷害死亡保険金のお支払いはしません。
 - (1) 被保険者の責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害が、責任開始日以前に発生していた不慮の事故による傷害と医学上重要な関係にあると医師が認めた場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
 - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または被保険者に対する刑の執行
 - (4) 被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで、または法令に定める酒気帯びの状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者の〈別表4〉に定める医師の診断による精神障害、アルコール依存、薬物依存
 - (6) 被保険者の〈別表5〉に定める医師の診断による先天異常またはこれに随伴する疾病
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争、その他の変乱
 - (9) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
3. 前項各号のいずれかの事由に該当して傷害死亡保険金が支払われない場合には、会社は、被保険者が死亡された日の解約返戻金を保険契約者にお支払いします。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡の場合には、解約返戻金のお支払いはしません。また保険契約者と被保険者が同一の場合には、保険金受取人に解約返戻金をお支払いします。

(特定重度障害保険金のお支払いができない場合)

第22条

会社は、被保険者が、第5条（特定重度障害保険金のお支払い）の規定に該当しても、次の各号に定める事由に該当した場合には、特定重度障害保険金のお支払いはしません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意
- (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または被保険者に対する刑の執行
- (3) 被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで、または法令に定める酒気帯びの状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (4) 被保険者の〈別表4〉に定める医師の診断による精神障害、アルコール依存、薬物依存に起因する事故
- (5) 被保険者の〈別表5〉に定める医師の診断による先天

- 異常またはこれに随伴する疾病
- (6) 地震、噴火または津波
 - (7) 戦争、その他の変乱
 - (8) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故

(傷害入院保険金のお支払いができない場合)

第23条

1. 会社は、被保険者が責任開始日以前に発生していた不慮の事故による傷害で保険期間中に入院を開始されたときは、傷害入院保険金のお支払いはしません。
2. 会社は、被保険者が、第6条（傷害入院保険金のお支払い）の規定に該当しても、次の各号に定める事由に該当した場合には、傷害入院保険金のお支払いはしません。
 - (1) 被保険者の責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害が、責任開始日以前に発生していた不慮の事故による傷害と医学上重要な関係にあると医師が認めた場合
 - (2) 保険契約者または被保険者の故意
 - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または被保険者に対する刑の執行
 - (4) 被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで、または法令に定める酒気帯びの状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者の〈別表4〉に定める医師の診断による精神障害、アルコール依存、薬物依存
 - (6) 被保険者の〈別表5〉に定める医師の診断による先天異常またはこれに随伴する疾病
 - (7) 被保険者の正常分娩、正常妊娠
 - (8) 被保険者の原因のいかんにかかわらず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛、背痛、その他の症状で医師による他覚所見のないもの
 - (9) 地震、噴火または津波
 - (10) 戦争、その他の変乱
 - (11) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故

(傷害手術保険金のお支払いができない場合)

第24条

会社は、被保険者が、第7条（傷害手術保険金のお支払い）の規定に該当しても、次の各号に定める事由に該当した場合には、傷害手術保険金のお支払いはしません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意
- (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または被保険者に対する刑の執行
- (3) 被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで、または法令に定める酒気帯びの状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (4) 被保険者の〈別表4〉に定める医師の診断による精神障害、アルコール依存、薬物依存
- (5) 被保険者の〈別表5〉に定める医師の診断による先天異常またはこれに随伴する疾病
- (6) 被保険者の正常分娩、正常妊娠

- (7) 被保険者の原因のいかんにかかわらず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛、背痛、その他の症状で医師による他覚所見のないもの
- (8) 地震、噴火または津波
- (9) 戦争、その他の変乱
- (10) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故

（傷害通院保険金のお支払いができない場合）

第25条

会社は、被保険者が、第8条（傷害通院保険金のお支払い）の規定に該当しても、次の各号に定める事由に該当した場合には、傷害通院保険金のお支払いはしません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意
- (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または被保険者に対する刑の執行
- (3) 被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで、または法令に定める酒気帯びの状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (4) 被保険者の脳疾患または疾病
- (5) 被保険者の〈別表4〉に定める医師の診断による精神障害、アルコール依存、薬物依存に起因する事故
- (6) 被保険者の〈別表5〉に定める医師の診断による先天異常またはこれに随伴する疾病
- (7) 被保険者の正常分娩、正常妊娠
- (8) 被保険者の原因のいかんにかかわらず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛、背痛、その他の症状で医師による他覚所見のないもの
- (9) 地震、噴火または津波
- (10) 戦争、その他の変乱
- (11) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故

（権利擁護費用保険金のお支払いができない場合）

第26条

1. 会社は、被保険者が、第9条（権利擁護費用保険金のお支払い）の規定に該当しても、次の各号に定める事由に該当した被害事故に対しては、権利擁護費用保険金のお支払いはしません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
 - (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または被保険者に対する刑の執行
 - (3) 責任開始日以前に発生した事故
 - (4) 地震、噴火または津波
 - (5) 戦争、その他の変乱
 - (6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
 - (7) 被保険者が、日本の法律で使用が禁止されている薬物の影響を受けているおそれがある状態で発生した事故
 - (8) 診察、診療、検査、診断、治療、看護または傷病の予防
 - (9) 医薬品の継続的な使用または医療用具の継続的な使用
 - (10) もっぱら美容を目的とする医療行為その他の行為
 - (11) マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復等の施術行為
 - (12) 被保険者が、航空機、船舶、自動車または原動機付自

- 転車を運行の用に供している間に生じた事故
- (13) 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類似の事由
 - (14) 財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類似の事由
 - (15) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - (16) 被保険者の労働災害事故
 - (17) 被保険者の職務の用に供される財物に生じた事故
 - (18) 法人の事業活動および個人事業の事業活動
 - (19) 被保険者の婚姻および離婚または夫婦間トラブル
 - (20) 公序良俗に反する行為
2. 前項各号に該当した場合であっても、会社が、被保険者の「権利擁護」を図る必要があると判断したときは、その限りではありません。
3. 会社は、被保険者が次の各号に掲げる者を被害事故の相手方として法律相談または弁護士委任契約の締結を行う場合には、権利擁護費用保険金のお支払いはしません。
- (1) 他の被保険者
 - (2) 法律相談費用または弁護士委任費用を補償する他の保険契約の保険者（共済契約を含みます。）
 - (3) 法律相談または弁護士委任契約をした弁護士
 - (4) 会社

（個人賠償責任保険金のお支払いができない場合）

第27条

会社は、被保険者が、第13条（個人賠償責任保険金のお支払い）の規定に該当しても、次の各号に定める事由に該当した損害に対しては、個人賠償責任保険金のお支払いはしません。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意によるもの
- (2) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打によるもの
- (3) 被保険者の職務遂行に直接起因するもの
- (4) 被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因するもの
- (5) 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害によるもの。ただし、被保険者が、家事使用人として使用する者については除きます
- (6) 被保険者の配偶者、父母、子、生計を一にする同居の親族または被保険者の別居の兄弟姉妹、祖父母およびそれらと生計を一にする同居の親族に対するもの
- (7) 被保険者と第三者の間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により加重されたもの
- (8) 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担するもの
- (9) 航空機、船舶・車両（原動機がもっぱら人力であるものを除きます。）銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理
- (10) 地震、噴火または津波
- (11) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装

- 反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (12) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性

5. 保険料の払い込み

(保険料の取扱い)

第28条

1. 保険料は、責任開始日の属する月の末日まで（この間を「払込期月」といいます。）に第30条（保険料の払い込み方法〈経路〉）に定める方法により払い込んでください。
2. 前項に定める日までに保険料が払い込まれなかった場合の猶予期間は払込期月の翌月初日から翌々月の末日までとします。猶予期間中に保険料を払い込む場合は、第30条（保険料の払い込み方法〈経路〉）第1項第2号から第4号に定める方法により払い込んでください。
3. 保険料の払い込み猶予期間中に保険料の払い込みがない場合は、猶予期間満了をもって責任開始日に遡りこの保険契約は失効します。
4. 保険契約者が保険料を払い込む前に、被保険者に保険事故が発生した場合には、会社は、保険料の払い込みを待って保険金のお支払いをします。

(保険料の払い込み方法〈回数〉)

第29条

保険料払い込み方法〈回数〉は、年払いとします。ただし、初年度短期契約の場合は、年払保険料を12で除し、契約月数を乗じた額を保険料とします。

(保険料の払い込み方法〈経路〉)

第30条

1. 保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料払い込み方法〈経路〉を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関の口座振替による方法
 - (2) 会社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の指定したコンビニエンスストアで払い込む方法
 - (4) 会社への持参払い
2. 保険契約者は、前項各号の保険料払い込み方法〈経路〉を変更することができます。

(保険料の領収日)

第31条

会社の保険料領収日は、次の各号によります。

- (1) 前条第1項第1号の場合
保険契約者が指定した金融機関の口座から保険料が引き落とされた日（振替日が金融機関の休日の場合には、翌営業日を振替が行なわれた日とします。）
- (2) 前条第1項第2号の場合
保険契約者が金融機関で払い込み手続きを行った日
- (3) 前条第1項第3号の場合
保険契約者がコンビニエンスストアで払い込み手続きを行った日
- (4) 前条第1項第4号の場合
保険契約者が会社へ持参払いした日

(領収証の交付)

第32条

1. 会社は、第30条（保険料の払い込み方法〈経路〉）第1項第1号から第3号までの経路により払い込まれたときは、領収証の発行を省略します。この場合、金融機関への振り込み、コンビニエンスストアでの払込金領収証をもって会社の領収証に代えます。
2. 会社は、第30条（保険料の払い込み方法〈経路〉）第1項第4号により会社に直接持参払いした場合には、領収証を発行します。

6. 保険契約の解約および解約返戻金

(解約)

第33条

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
2. 保険契約者は、前項の請求をするときは、〈別表6〉に定める書類を会社に提出（電磁的方法を含みます。）してください。

(解約返戻金のお支払い)

第34条

1. 会社は、この契約が解約された場合、解約返戻金をお支払いします。解約返戻金の額は、保険証券に記載します。
2. 解約返戻金のお支払い時期およびお支払い場所については、第20条（保険金の請求、お支払い手続き）第3項の規定を準用します。

7. 保険契約の内容の変更

(保険契約者の変更)

第35条

1. 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の権利および義務を第三者に変更することができます。
2. 前項の手続きは、〈別表6〉に定める必要書類を会社に提出してください。保険契約者の変更は、必要書類が会社に到着した日からその効力を生じるものとします。

(保険金受取人の変更)

第36条

1. 保険契約者は、第19条（保険金受取人）の規定にかかわらず被保険者の同意を得て、傷害死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の手続きは、〈別表6〉に定める必要書類を会社に提出（電磁的方法を含みます。）してください。保険金受取人の変更は、必要書類を会社に宛て発送した日または、送信した日からその効力を生じるものとします。ただし、必要書類が会社に到着する前または、送信する前に、会社が正規の保険金受取人に支払っていた場合は、その支払保険金をもって、正当な保険金支払いとします。

(保険金受取人の死亡)

第37条

傷害死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡したときは、傷害死亡保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人

となるものとします。この場合該当する相続人が2人以上いるときは、第19条（保険金受取人）第2項および第3項の規定を準用します。

（保険契約者の住所・氏名の変更の通知）

第38条

1. 保険契約者が、住所・氏名を変更したときは速やかに会社へ通知（電磁的方法を含みます。）してください。
2. 保険契約者が、前項の通知をしなかった場合には、会社が知った最終の住所に宛て発送した通知は、通常到達に要する時間の経過をもって、保険契約者に到達したものとみなします。

（保険金額の減額）

第39条

1. 保険契約者は、保険期間中に保険金額の減額をすることができます。
2. 保険契約者が、保険期間中に保険金額の減額を希望されるときは、〈別表6〉に定める書類を会社へ提出してください。会社へ変更を認めたときは、承認した日の翌月1日から新しい保険金額を適用します。この場合、減額分は解約されたものとみなし、解約返戻金をお支払いします。

8. 保険契約の無効、取消および解除

（保険契約の無効）

第40条

1. 被保険者が、責任開始日の前日までに死亡、または特定重度障害に該当していたときは、この保険契約は無効とし、払い込まれた保険料は保険契約者に返還します。
2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときは、この保険契約は無効とし、払い込まれた保険料は返還しません。
3. 被保険者は、この保険契約に二つ以上重複して契約することはできません。複数の契約が判明したときは、最初の契約のみ有効とし、その他の保険契約は無効として払い込まれた保険料は、全額返還します。
4. 保険契約が無効の場合には、会社は、保険金をお支払いしません。すでに、保険金をお支払いしていた場合には、その全額について、会社へ返還してください。

（保険契約の取消）

第41条

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

（保険契約の解除）

第42条

1. 会社は、次の各号に該当する事由が発生したときは、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的もしくは、他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合

- (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が詐欺行為（未遂を含みます。）を行った場合
 - (3) 他の保険契約等との重複によって、被保険者にかかわる保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 2. 会社は、本条により保険契約の解除を行う場合には保険契約者に対し書面により通知します。
 - 3. 会社は、本条により保険契約を解除した場合には、保険金のお支払いはしません。すでに、保険金をお支払いしていた場合には、その全額について、会社に返還してください。ただし、本条第1項第4号のみに該当した場合で、本条第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当したのが保険金受取人のみで、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときには、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。
 - 4. 本条第1項第4号の規定により保険契約を解除した場合には、前項の規定は、次の保険金については適用しません。
 - (1) 本条第1項第4号の(イ)から(ホ)までのいずれにも該当しない被保険者に支払う第9条に規定する権利擁護費用保険金。
 - (2) 本条第1項第4号の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する被保険者に支払う第13条に規定する個人賠償責任保険金。
 - 5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、第34条（解約返戻金のお支払い）の定めに従って、保険契約者に返戻金をお支払いします。ただし、本条による契約の解除が保険契約者の責に帰すべき事由である場合、払い込みいただいた保険料の返還はしません。
 - 6. 前項の規定にかかわらず、本条第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条第3項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分の

未経過保険料相当額を保険契約者に返還します。

(保険契約の消滅)

第43条

1. 被保険者が、第4条（傷害死亡保険金のお支払い）の規定に該当しかつ会社が、傷害死亡保険金をお支払いしたときまたは、第21条（傷害死亡保険金のお支払いができない場合）に該当して保険金のお支払いをお断りしたときは、被保険者が亡くなった日にこの保険契約は消滅したものとします。
2. 被保険者が、第5条（特定重度障害保険金のお支払い）の規定に該当しかつ会社が、特定重度障害保険金をお支払いしたとき、または、第22条（特定重度障害保険金のお支払いができない場合）に該当して保険金のお支払いをお断りしたときは、被保険者の障害が固定した日にこの保険契約は消滅したものとします。

(年齢の誤りの処理)

第44条

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、契約時における年齢が、会社が定める契約可能年齢の範囲外であったときは、保険契約を取り消すことができるものとし、お払い込みいただいた保険料は保険契約者に全額返還します。ただし、被保険者の年齢が、会社の定める最低年齢に達していなかった場合で、誤りが発見されたときにはすでに、会社の定める年齢以上に達していたときは、契約は有効に続くものとします。

9. 保険契約の更新

(保険契約の更新)

第45条

1. 会社は、この保険契約の保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者に「更新通知書」をお送りします。保険契約者から、保険期間満了の日までにこの保険契約を更新しない旨の通知（電磁的方法を含みます。）がない場合には、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日を更新日（以下「更新日」といいます。）として更新されたものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、更新の取扱いを行いません。
 - (1) 更新日において、被保険者の年齢が、会社が契約ごとに定める引受年齢を超えているとき
 - (2) 更新日において、会社が、この保険契約の更新を取扱っていないとき
3. 保険契約者は、更新通知書の記載内容について変更を希望する場合、会社に通知した上で会社が定める書面を提出（電磁的方法を含みます。）してください。
4. 保険契約者は、この契約を更新する場合の更新契約の保険料は、更新日の属する月の末日まで（払込期月中）に更新後契約の保険料を払い込んでください。この場合第30条（保険料の払い込み方法〈経路〉）の規定を適用します。払込期月中に更新後契約の保険料が払い込まれなかった場合の猶予期間、猶予期間中の保険料の払い込み方法および失効の取扱いは、第28条（保険料の取扱い）第2項および第3項の規定を適用します。

5. 前項の場合で、保険契約者が更新契約の保険料を払い込む前に、被保険者に保険事故が発生した場合には、会社は、更新後契約の保険料の払い込みを待って保険金のお支払いをします。この更新後契約の保険料が払い込まれない場合には、この保険契約の更新はなかったものとして取扱い、保険金はお支払いしません。
6. 更新後契約の保険期間は更新日から1年とします。
7. 保険契約者は、更新の際会社の承諾を得て保険金額の増額または減額を行うことができます。この場合、〈別表6〉に定められた書面を会社に提出してください。
8. 更新後契約の責任開始日は、第2条（会社の責任開始日および契約承諾後の手続き）の定めにかかわらず当初の契約の責任開始日とします。ただし、増額した保険契約の部分は、更新日を新たな責任開始日とします。
9. 保険契約者は、更新の際保険料の払い込み方法〈回数〉を変更することができます。この場合、〈別表6〉に定められた書面を会社に提出してください。
10. 更新後契約については、更新後保険契約更新証を発行します。
11. 更新後契約をさらに更新する場合には、この規定を準用します。
12. 被保険者が、保険期間中に入院を開始し、更新の際に引き続き入院を継続しているときは、これを一つの入院とみなし、第6条（傷害入院保険金のお支払い）の規定により計算した傷害入院保険金を保険金受取人にお支払いします。この場合この入院は更新前の契約の入院日数、および傷害入院保険金額として取扱います。

（更新時の保険契約更新引受の謝絶、保険料の増額、保険金額の減額）

第46条

1. 本保険契約について、保険金支払い実績が当初予測を大幅に上回ることにより、更新契約の引受が困難になったと会社が判断した場合には、会社の定めることにより、更新すべき全保険契約の更新の引受をお断りする場合があります。この場合は更新日の1か月前までに保険契約者に通知します。
2. 本保険契約について、保険金支払い実績が当初予測を大幅に上回ることにより、更新契約の引受が困難になったと会社が判断した場合には、会社の定めることにより、契約の更新時において保険料の増額、または保険金の減額をした上で本条の更新を行うことがあります。この場合は、更新後の条件を更新日の1か月前までに保険契約者に通知します。

10. 保険料の増額、保険金額の減額および保険金の削減

（保険料の増額、保険金額の減額および保険金の削減支払い）

第47条

1. 会社は、保険金支払い実績が当初予測を大幅に上回ることにより、事業年度を通じて会社経営に著しく重大な影響を及ぼすことが予想されると会社が判断した場合には、保険期間中であってもこの保険契約の保険料を増額、または保険金額を減額することがあります。
2. 会社は、保険期間中に戦争、その他変乱、地震・噴火・津波、原子力事故・放射能汚染、感染症および船舶・航空機

事故などにより、支払免責となったものを除いた保険金のお支払い事由が集中して発生し、保険金お支払いのための財源が不足し会社の経営に重大な影響を及ぼすことが予想される事態が生じた場合は、会社の定めるところにより、保険金を削減してお支払いします。

3. 前2項の取扱いを行う場合には、会社は、取扱いの決定後速やかに文書をもって保険契約者に通知します。

1 1. 時効

(時効)

第48条

1. 保険金を請求する権利、保険料の返還を請求する権利および解約返戻金を請求する権利は、その権利を行使できるようになったときから3年間請求がない場合には、時効により消滅します。
2. 会社が保険料を請求する権利は、1年間これを行わないときは時効により消滅します。

1 2. その他

(代位)

第49条

1. 会社は、第9条（権利擁護費用保険金のお支払い）の規定に定める権利擁護費用保険金のお支払いをしたとき、または第13条（個人賠償責任保険金のお支払い）の規定に定める個人賠償責任保険金のお支払いをしたときは、そのお支払いした保険金の額を限度として、かつ保険金受取人の権利を害さない範囲で、保険金受取人がその損害について有する権利を代位します。
2. 保険契約者および保険金受取人は、会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力してください。その協力のために必要な費用は、会社の負担とします。

(準拠法)

第50条

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(管轄裁判所)

第51条

契約における訴訟については、会社の本社の所在地または、保険金受取人の住所地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

1 3. 保険料払い込み方法〈回数〉が分割の場合に関する特則

(保険料の分割払い)

第1条

会社は、この特則により保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。この場合において、分割して払い込む保険料のうち、初回に分割して払い込む保険料を「第1回保険料」といい、2回目以降に分割して払い込む保険料および更新契約の1回目に分割して払い込む保険料を「第2回保険料」といいます。

(保険料の払い込み方法〈回数〉)

第2条

保険料は、その払い込み期間中、毎回、次条（保険料の払い込み方法〈経路〉）に定める方法により、次の各号の期間（この間を「払込期月」といいます。）までに払い込んでください。

- (1) 第1回保険料は、責任開始日の属する月の初日から末日まで
- (2) 第2回保険料は、責任開始日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで

(保険料の払い込み方法〈経路〉)

第3条

保険料は、会社の指定した金融機関の口座振替による方法により払い込んでください。

(保険料の払い込みの猶予期間および保険契約の失効)

第4条

1. 保険料の払い込みの猶予期間は払込期月の翌月初日から翌々月の末日までとします。
 - (1) 払込期月の振替日に第1回保険料の口座振替が不能の場合は、猶予期間満了日までに払込期月が到来している保険料の合計額を会社に払い込んでください。
 - (2) 払込期月の振替日に第2回保険料の口座振替が不能の場合は、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の合計額を振り替えます。
 - (3) 翌月の振替日にも口座振替が不能の場合は、翌々月の振替日に翌々月の保険料と合わせて3か月分の合計額を振り替えます。翌々月の振替日にも口座振替が不能の場合は、保険契約者は、その振替日の翌日からその月の末日までに保険料を会社に払い込んでください。
2. 保険料の猶予期間中に保険料の払い込みがない場合は、猶予期間満了をもって責任開始日または払込期月の初日に遡り保険契約は失効します。

(保険料の払い込みの猶予期間中に保険事故が発生した場合)

第5条

1. 保険料の払い込みがないまま、猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者はただちに当該保険料を会社に払い込んでください。
2. 前項の場合、当該保険料の払い込みを待って保険金をお支払いします。猶予期間満了日までに当該保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約は前条第2項に定める日から失効し、会社は、保険金をお支払いしません。

(準用規定)

第6条

この特則条項に定めのない事項については、この特則条項の趣旨に反しないかぎり、本則の規定を準用します。

14. インターネット申込みに関する特則

(保険契約の申込み)

第1条

1. 会社は、この特則により保険契約者がインターネットを利用して保険契約を申込むことを承認します。
2. インターネットを利用した保険契約の申込みは、次の各号

の手続きにより取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約者に対して保険契約申込画面（以下、「申込画面」といいます。）を提示します。
- (2) 保険契約者は、申込画面において申込みにかかる所要事項を入力または選択し、入力または選択した事項を確認のうえ、インターネットを利用して、会社へ送信するものとします。
- (3) 会社は、前号で入力または選択された所要事項の受信をもって、保険契約の申込みがあったものとして取扱います。この場合、会社は、所要事項の受信を確認したうえで、申込画面において保険契約の申込みを受け付けた旨を表示します。

（保険契約申込画面が送信されない場合の取扱い）

第2条

保険契約者により保険契約申込画面が送信されない場合は、この保険契約の申込みはなかったものとします。

（責任開始日）

第3条

1. この特則により申込まれた保険契約について、会社は、第1条第3号の規定による受信をもって保険契約申込書等を受理したものとみなします。
2. 前項の場合で、毎月20日までに受理した保険契約の申込みについて、当月末日までに承諾の可否を決定し、承諾可のときは承諾した日の属する月の翌月1日を責任開始日とします。

（準用規定）

第4条

この特則条項に定めのない事項については、この特則条項の趣旨に反しない限り、本則の規定を準用します。

15. クレジットカード払いに関する特則

（保険契約の申込み）

第1条

1. 会社は、保険契約の申込みの際または契約内容の変更の際、保険契約者から会社の指定するクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合にこの特則を適用します。
2. クレジットカードは、保険契約者が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、適用されます。
3. 会社は、この特則の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行うものとします。
4. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払い込みにクレジットカードを使用した場合に限り、この特則に定める取扱いを行います。

(保険料の払い込み)

第2条

1. 保険料は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行ったうえで、カード会社に保険料を請求した日に払い込みがあったものとみなします。
2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険料の合計額をカード会社に請求します。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがいが、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
4. 会社は、クレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行った後でも、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できない場合
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていない場合
 - (3) 会員規約等に定める手続きが行われていない場合
5. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
6. 本条第1項の請求の際に、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であることを確認できない場合には、次の各号の通り取扱います。
 - (1) その保険料が第1回保険料（年払いの保険料を含みます。以下、同じとします。）の場合は、第1回保険料の払込期月までに保険料を会社に払い込んでください。
 - (2) その保険料が第2回保険料の場合は、会社は、翌月分の保険料を請求する日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の合計額についてクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行い、カード会社に請求します。
 - (3) 前号の場合で、翌月分の保険料を請求する日にもクレジットカードの有効性および利用限度額内であることが確認できない場合は、保険契約者は、その日の翌日からその月の末日までに保険料を会社に払い込んでください。
7. 前項の場合で、会社がクレジットカードの有効性を確認できないときは、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更することを要します。

(クレジットカードの変更)

第3条

1. 保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申出てください。
2. 本条の変更については、第1条第3項および第4項の規定を準用します。

(準用規定)

第4条

この特則条項に定めのない事項については、この特則条項の趣旨に反しない限り、本則の規定を準用します。

〈別表１〉特定重度障害（第５条関係）

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) そしゃくおよび言語の機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸膜部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの
- (9) 一眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの
- (10) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの
- (11) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- (12) 胸膜部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- (13) 両上肢を手関節以上で失ったもの
- (14) 両下肢を足関節以上で失ったもの

※特定重度障害の各号の具体的な状態は、労働者災害補償保険法に定める障害等級表の１級および２級に定めるところによります。

〈別表２〉お支払いの対象とならない手術（第７条関係）

- (1) 神経ブロック
- (2) 抜釘術
- (3) 創傷処理
- (4) 皮膚切開術
- (5) デブリードマン
- (6) 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- (7) 抜歯術

〈別表３〉被害事故（第９条関係）

- (1) 「身体の傷害または疾病」
被保険者が、日常生活において生じた偶然な事故によって被った傷害または疾病のことをいいます。
- (2) 「財物の損壊」
被保険者が、正当な権利を有している財物を滅失、き損、汚損または盗取されたことをいいます。
- (3) 「虐待」
 - (イ) 被保険者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を受け、または正当な理由なく身体を拘束されること。
 - (ロ) 被保険者が、わいせつな行為をされたこと、または被保険者にわいせつな行為をさせたこと。
 - (ハ) 被保険者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他被保険者を擁護すべき職務上の義務を怠る行為を受けたこと。
 - (ニ) 被保険者に対する暴言または拒絶的な対応、その他被保険者が心理的外傷を受ける言動をされたこと。

(ホ) 被保険者の財産を不当に処分したこと。その他被保険者から不当に財産上の利益を得る行為をさせたこと。

(4) 「消費者被害」

被保険者が、最終消費者として購入した商品、サービスおよびその権利を巡って生じる被害または不利益。

(5) 「雇用の現場での障害者差別」

(イ) 障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたこと。

(ロ) 障害者に対する合理的配慮の提供がなされないこと。

※上記(イ)(ロ)は「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」に規定する「障害者に対する差別の禁止」、「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置」によるものとします。

〈別表4〉精神障害・アルコール依存・薬物依存（第21条、第22条、第23条、第24条、第25条関係）

ICD10 国際疾病分類第10版（2013年版）

F00－F99	精神および行動の障害
F00－F09	症状性を含む器質性精神障害
F10－F19	精神作用物質使用による精神および行動の障害
F20－F29	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
F30－F39	気分〈感情〉障害
F40－F48	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
F50－F59	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
F60－F69	成人の人格および行動の障害
F99	詳細不明の精神障害

（F70－F79「知的障害〈精神遅滞〉」、F80－F89「心理的発達の障害」およびF90－F98「小児〈児童〉期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害」は除きます。）

〈別表5〉先天異常（第21条、第22条、第23条、第24条、第25条関係）

ICD10 国際疾病分類第10版（2013年版）

Q00－Q99	先天奇形、変形および染色体異常
Q00－Q07	神経系の先天奇形
Q10－Q18	眼、耳、顔面および頸部の先天奇形
Q20－Q28	循環器系の先天奇形
Q30－Q34	呼吸器系の先天奇形
Q35－Q37	唇裂および口蓋裂
Q38－Q45	消化器系のその他の先天異常
Q50－Q56	生殖器の先天奇形
Q60－Q64	腎尿路系の先天奇形
Q65－Q79	筋骨格系の先天奇形および変形
Q80－Q89	その他の先天奇形
Q90－Q99	染色体異常、他に分類されないもの

（Q90「ダウン症候群」を除きます。）

〈別表6〉請求に必要な書類（第20条、第33条、第35条、第36条、第39条関係）

各項目の必要書類から書類の一部を省略、または他の書類の提出を求めることがあります。

1. 保険金のお支払いに必要な請求書類
 - (1) 傷害死亡保険金の請求
 - (イ) 会社所定の保険金請求書
 - (ロ) 死亡診断書または死体検案書
 - (ハ) 医師宛の同意書
 - (ニ) 被保険者の除籍抄本
 - (ホ) 傷害死亡保険金受取人の印鑑証明書
 - (ヘ) 保険証券
 - (2) 特定重度障害保険金
 - (イ) 会社所定の保険金請求書
 - (ロ) 会社所定の様式による医師の診断書
 - (ハ) 医師宛の同意書
 - (ニ) 保険証券
- (3) 傷害入院保険金・傷害手術保険金
 - (イ) 会社所定の保険金請求書
 - (ロ) 会社所定の様式による医師の診断書
 - (ハ) 医師宛の同意書
- (ニ) 保険証券
- (4) 傷害通院保険金
 - (イ) 会社所定の保険金請求書
 - (ロ) 通院申告書または会社所定の様式による医師の診断書
 - (ハ) 医師宛の同意書
- (ニ) 保険証券
- (5) 権利擁護費用保険金
 - (イ) 会社所定の保険金請求書
 - (ロ) 被害を証明する書類
 - (ハ) 弁護士費用の請求書および領収書
- (6) 個人賠償責任保険金
 - ①対物事故の場合
 - (イ) 会社所定の保険金請求書
 - (ロ) 対象となる物の写真
 - (ハ) 保険契約者または被保険者宛の領収書
 - (ニ) 損害品明細書（修理不能の場合）
 - (ホ) 権利放棄書または示談書等
 - (ヘ) 個人賠償責任保険金受取人の印鑑証明書
- ②対人事故の場合
 - (イ) 会社所定の保険金請求書
 - (ロ) 被害者の治療費等の領収書
 - ・被害者の診断書
 - ・被害者の休業損害明細書
 - ・被害者の通院交通費明細書
 - (ハ) 権利放棄書または示談書
- (ニ) 個人賠償責任保険金受取人の印鑑証明書
2. 解約の場合に必要な書類（第33条関係）
 - (イ) 会社所定の請求書
 - (ロ) 保険証券

3. 保険契約者の変更に必要な書類（第35条関係）
 - (イ) 会社所定の請求書
 - (ロ) 被保険者の同意書
 - (ハ) 保険証券
4. 傷害死亡保険金受取人の変更に必要な書類（第36条関係）
 - (イ) 会社所定の請求書
 - (ロ) 被保険者の同意書
 - (ハ) 保険証券
5. 保険金の増額または減額（第39条関係）
 - (イ) 会社所定の請求書
 - (ロ) 保険証券
6. 保険料払い込み方法（回数）の変更（第45条関係）
 - (イ) 会社所定の請求書
7. 契約内容の変更
 - (イ) 会社所定の請求書
 - (ロ) 保険証券

〈別表7〉事実の確認に特に日時を要する場合（第20条関係）

1. 保険契約の締結時から保険金請求時までの間に会社に提出された書類のみでは確認ができず、次の各号の事項の確認を行う場合、第20条第3項および第4項の規定にかかわらず、請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から下記に定めた日数を会社が保険金を支払うべき期限とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
..... 45日
 - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
..... 45日
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金受取人により保険金の詐取または不正取得目的に該当する可能性がある場合 45日
2. 前項の確認を行うために、次の各号に掲げる事実について特別な照会、鑑定や調査を行う場合、第20条第3項および第4項の規定にかかわらず、請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から下記に定めた日数を会社が保険金を支払うべき期限とします。
 - (1) 前項第1号、2号または3号に定める事項の確認を行うために弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を行う場合..... 180日
 - (2) 前項に定める事項の確認を行うために専門機関による医学または工学等の科学技術的な調査、または鑑定等の結果の照会を行う場合..... 180日
 - (3) 前項に定める事項についての保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等公の情報から明らかな場合において、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果について警察、検察等の捜査機関または裁判所に対し照会する場合 180日

保険証券等の電子化に関する特約

(特約の適用)

第1条

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際または主契約締結後、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して適用します。

(保険証券の発行)

第2条

1. この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険証券を電磁的方法により発行します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社は、保険契約締結の後、保険期間中に保険契約者から保険証券の書面の発行を請求された場合には、遅滞なくこれを発行します。

(必要書類)

第3条

前条の規定により、会社が電磁的方法により保険証券を発行した場合には、主約款の別表に定める必要書類のうち、保険証券の提出は不要とします。

(特約の保険料の払い込み)

第4条

この特約は保険料の払い込みを要しません。

(特約の解約)

第5条

この特約のみの解約は取扱いません。

(特約の消滅)

第6条

つぎの各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき

(保険契約が更新された場合の取扱い)

第7条

1. 主契約が更新された場合は、この特約も同時に更新されます。なお、この特約が付加された場合、主約款の規定にかかわらず、会社は、保険契約更新証を電磁的方法により発行します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社は、保険期間中に保険契約者から保険契約更新証の書面の発行を請求された場合には、遅滞なくこれを発行します。

(電磁的方法による提供の期間)

第8条

電磁的方法による保険証券および保険契約更新証の閲覧可能期間は、保険期間の始期から保険期間満了までとします。ただし、解約、解除、失効、無効、その他保険契約の消滅の場合は、保険期間満了を各発生日と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第9条

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。



ぜんち共済株式会社

〒102-0073

東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

TEL：03-6910-0850 FAX：03-6910-0851

ホームページ：<https://www.z-kyosai.com/>